

令和4年9月13日（火）

13 目 目

（常任委員会審査結果報告及び決算特別委員会審査結果報告・質疑・討論・採決）
（議員派遣、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会議務局長 海老原昌幸 書記（総務係長） 諏訪 満里
書記（主査） 根本 大成

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	星野 光弘
企画課長	枝 博信	税務課長	保坂 武志
住民課長	田仲 有紀	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	浜野 知子	子ども家庭課長	高橋 文枝
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	田仲 進壽
都市建設課長	神山 雅行	建築課長	柴 光治
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	保坂 文代
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	星野 和弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 議案第33号から議案第35号までの常任委員会審査結果報告について
日程第2 議案第42号から議案第48号までの決算特別委員会審査結果報告について
日程第3 議員の派遣について
日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

午前10時00分 開議

○議長【高橋正昭君】 皆さん、ご起立をお願いします。

(全員起立)

○議長【高橋正昭君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【高橋正昭君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許します。

ただいまの出席議員は14人です。

○議長【高橋正昭君】 日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【高橋正昭君】 日程第1、「議案第33号から議案第35号までの常任委員会審査結果報告について」を議題といたします。

常任委員会付託の案件につきましては、お手元に配付のとおり審査結果報告書が提出されておりますので、会議録に登載のことといたします。

令和4年9月13日

上三川町議会議長 高橋正昭 様

上三川町議会総務文教常任委員会
委員長 小川公威

委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

- (1) 議案第33号 上三川町議会議員及び上三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第34号 上三川町職員の育児休業等に関する条例及び上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

2 審査日

令和4年9月1日

4 結果

議案は、いずれも原案どおり可決とする。

令和4年9月13日

上三川町議会議長 高橋正昭 様

上三川町議会産業厚生常任委員会
委員長 海老原友子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

(1) 議案第35号 上三川町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について

2 審査日

令和4年9月1日

3 結果

議案は、原案どおり可決する。

○議長【高橋正昭君】 これより委員長の報告を求めます。初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。5番、総務文教常任委員長、小川公威君。

(5番・総務文教常任委員長 小川公威君 登壇)

○5番・総務文教常任委員長【小川公威君】 総務文教常任委員会の審査結果について報告いたします。9月1日の本会議において本委員会に付託された案件は、議案第33号及び議案第34号の計2件であります。9月1日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をしましたので、その結果についてご報告いたします。

総務課所管の議案第33号では、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額について、改正前と改正後での限度額の差額に関する質問に対し、町内のポスター掲示場71か所から限度額を計算すると、改正前は34万7,829円、改正後は35万4,716円で、6,887円の増となるとの説明がありました。

また、議案第34号では、男性職員の育児休業の取得状況に関する質問に対し、出生後8週以内の育児休業取得者実績は4名である。今回の改正により、取得回数制限などの緩和がされることから、より育児休業の取得しやすい環境が整うものと考えているとの説明がありました。

審査の結果、議案第33号及び議案第34号は全員賛成により、原案どおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

令和4年9月13日、総務文教常任委員長、小川公威。

○議長【高橋正昭君】 次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。7番、産業厚生常任委員長、海老原友子君。

(7番・産業厚生常任委員長 海老原友子君 登壇)

○7番・産業厚生常任委員長【海老原友子君】 産業厚生常任委員会の審査結果について報告いたしま

す。

9月1日の本会議において本委員会に付託された案件は、議案第35号の1件であります。9月1日に委員会を開き、執行部から説明を受け審査をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

健康福祉課所管の議案第35号では、本条例改正は、国の改正に起因するものかの質問に対し、町条例を独自で見直し改正する。食費の負担は入院の有無にかかわらずあるため、障がい者にとって平等な施策とは言えないのではないかと考える。県内で実施している市町は上三川町と大田原市のみである。また、厚生労働省における公費負担医療の考え方として、「在宅で治療を受けている方も入院して治療を受けている方も費用負担は公平になるように」という考え方も示されているとの説明がありました。

また、本条例改正は、障害者総合支援法からの解釈かの質問に対し、障害者総合支援法とは別で、あくまで在宅の方と入院の方の費用負担の是正が目的であるとの説明がありました。

改正による町の負担の影響と、今回廃止しようとした詳しい内容に関する質問に対し、県の制度改正に伴い、令和4年4月から重度心身障害者医療費助成対象を精神障害者保健福祉手帳1級所持者についても拡大し、助成を行っている。食事療養費だけで590万円弱増えると試算し、令和4年度の食事療養費は約1,344万円の見込みである。他の医療費も支出増の見込みであり、その財政負担がきつかけとなっている。町では重度の障がいを持つ方に対してできる限り公平な助成をしていきたいとの説明がありました。

審査の結果、議案第35号は賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

令和4年9月13日、産業厚生常任委員長、海老原友子。

○議長【高橋正昭君】 常任委員長の報告が終了しました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

初めに、議案第33号「上三川町議会議員及び上三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号「上三川町職員の育児休業等に関する条例及び上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号「上三川町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長【高橋正昭君】 日程第2、「議案第42号から議案第48号までの決算特別委員会審査結果報告について」を議題といたします。

決算特別委員会付託の案件につきましては、お手元に配付のとおり審査結果報告書が提出されておりますので、会議録に登載のことといたします。

令和4年9月13日

上三川町議会議長 高橋正昭 様

上三川町議会決算特別委員会
委員長 小川公威

委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

- (1) 議案第42号 令和3年度上三川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 議案第43号 令和3年度上三川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 議案第44号 令和3年度上三川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 議案第45号 令和3年度上三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 議案第46号 令和3年度上三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 議案第47号 令和3年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- (7) 議案第48号 令和3年度上三川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

2 審査日

令和4年9月7日(水)、8日(木)

3 審査委員

委員長 小川公威
副委員長 海老原友子
委員 田崎幸夫
鶴見典明

志鳥勝則
稲見敏夫
稲川 洋 計7人

4 審査結果

議案第42号から議案第46号までは、認定する。

議案第47号及び議案第48号は、可決及び認定する。

○議長【高橋正昭君】 これより決算特別委員長の報告を求めます。5番、決算特別委員長、小川公威君。

(5番・決算特別委員長 小川公威君 登壇)

○5番・決算特別委員長【小川公威君】 令和3年度決算に係る決算特別委員会の審査結果について報告いたします。

去る9月1日の本会議におきまして決算特別委員会が設置され、9月7日、8日の2日間、田崎幸夫委員、鶴見典明委員、志鳥勝則委員、稲見敏夫委員、稲川 洋委員、副委員長に海老原友子委員、委員長に私、小川の計7人が出席し審査を行いました。

なお、委員会の結果報告につきましては、お手元の審査結果報告書における各会計への主な質疑の朗読をもって代えさせていただきます。

報告書の2ページをお開きください。

一般会計の歳入決算額は133億3,698万407円、歳出決算額は122億8,160万2,382円、形式収支額は10億5,537万8,025円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は9億7,405万4,025円となっております。

各特別会計における歳入歳出差引額は、国民健康保険事業特別会計で7,209万7,456円、介護保険事業特別会計で1億5,309万4,305円、後期高齢者医療特別会計で252万3,060円、農業集落排水事業特別会計で949万9,987円となり、各会計とも黒字決算を計上しております。

水道事業会計では、収益的収入及び支出の決算で、当年度純利益が5,429万4,749円となっております。また、下水道事業会計では、収益的収入及び支出の決算で、当年度純利益が1,444万3,932円となっております。

次に、審査過程における各会計の主な質疑について報告いたします。

一般会計の歳入では、町税の不納欠損に関する質問に対し、納期限後20日以内に督促状を発布し、一定期間後に催告書と納税通知書を送付している。それでも納付がない場合は、財産調査をし、納税相談にて分割納付につながることもあるが、担税力を判断し滞納処分を実施している。不動産の差押えを2件実施し、うち1件は公売にて換価したとの説明がありました。

一般会計歳出のうち総務費では、ふるさと納税に関する質問に対し、ふるさと納税ポータルサイトに係る費用は、寄附額に対して一定の割合で費用が発生するため、寄附額の増加に合わせて費用が増加するとの説明がありました。

次に、民生費では、病児・病後児保育事業に関する質問に対し、町内では体調不良児対応型の病児保

育のため、園に通っている間に体調不良になった場合、保護者が迎えに来るまでの間お預かりするものである。宇都宮市と広域利用協定を結んでおり、済生会うつのみや病院内の保育施設で見てもらうことができるとの説明がありました。委員からは、小山市にある病児保育施設にも預けられる体制の整備について要望がありました。

次に、農林水産業費では、農地集積協力金に関する質問に対し、交付単価は10アール当たり1万5,000円で交付件数は6件、合計面積は765アールであるとの説明がありました。

次に、商工費では、中小企業事業資金融資信用保証料に関する質問に対し、令和元年度は13件、令和2年度16件、うちコロナ関連が13件、令和3年度12件、うちコロナ関連が10件と、令和2年度以降は新型コロナの影響による補助件数が増えたとの説明がありました。

また、消費生活センターに関する質問に対し、相談件数は237件で、相談内容は通信販売トラブルやインターネット通信契約のトラブルが多いとの説明がありました。

次に、土木費では、住宅管理費における修繕料に関する質問に対し、下町第二町営住宅駐車場のライン修繕と、下町第一町営住宅の流しの修繕など水回りの修繕が主なものであるとの説明がありました。

次に、教育費では、保健体育総務費のフェンシング用審判器等の購入に関する質問に対し、リース料は割高であるため、栃木県が購入したフェンシング審判器を借用して、リハーサル大会や10月の本大会を実施する。購入理由は、町体育センターにおいて、県内の大会や北関東大会の開催、また合宿などが行われる際に活用すること、さらに、フェンシングのまちづくりをすることも踏まえ購入したとの説明がありました。

次に、介護保険事業特別会計では、介護認定に関する質問に対し、要支援者から要介護者は1,245名で、65歳以上人口の約16.3%であり、そのうち要介護者は961名で、約12.6%であるとの説明がありました。

次に、農業集落排水事業特別会計では、接続率に関する質問に対し、令和3年度末の接続率は大山地区97.2%、北東部地区75.5%、東部地区84.7%、南部地区66.3%、全体で78.9%であったとの説明がありました。

審査の結果、議案第42号から議案第46号までは全員賛成で決算を認定することに、議案第47号及び議案第48号は全員賛成で剰余金の処分を可決及び決算を認定することに決定いたしました。

以上、報告といたします。

令和4年9月13日、決算特別委員長、小川公威。

○議長【高橋正昭君】 委員長の報告が終了しました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。3番、篠塚君。

○3番【篠塚啓一君】 この内容のことで聞いていいんですね。

3ページの教育費のことで、フェンシング用審判器のことでちょっとお伺いしたいんですけど、購入をしたんだと思うんですけど、10月の本大会では県が購入したフェンシング審判器を借用してとあるんですけど、購入をしたんだけど、本大会には間に合わないということなんですか。

○議長【高橋正昭君】 5番、決算特別委員長、小川公威君。

○5番・決算特別委員長【小川公威君】 先ほどの質問ですが、リースを行っている業者はあるがリー

スは割高であると。県が日環アリーナを建設した際に、フェンシングの審判器を10セット購入しており、それを借用してリハーサル大会や来月の本大会は実施すると。本町で審判器を購入した理由は、体育センターにおいて県内の大会や北関東大会が開催される際や合宿などが行われた際、活用するためであると。また、フェンシングのまちづくりをするために踏まえ購入したと。ここまでのやり取りで、さっきのやり取りはありませんでした。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑はありませんか。3番、篠塚君。

○3番【篠塚啓一君】 聞きたいのが、購入したのは分かったんですけど、今回の本大会、来月ある本大会には間に合わないということなんですか。それなので、県から借りるということなんですか。

○議長【高橋正昭君】 5番、決算特別委員長、小川公威君。

○5番・決算特別委員長【小川公威君】 先ほどもお答えしましたが、決算委員会の中でそういったやり取りの指摘はございませんでした。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今聞いていることは、「購入したのが本大会に間に合わなくて県から借りることになったのですか」と聞いているんだと思うんですが、「買ったものが使えなかったのか、それとも県から借りないと間に合わなかったのか、どういうことでこれが賛成して、県が購入したものを借りるのか、町の買ったものが使えないのか、はっきり説明をしてください」ということなんです。どうぞ。

(「委員からそういう質問がありませんでしたとしか言えない」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 委員長に対する質問です。

○3番【篠塚啓一君】 分かりました。

○議長【高橋正昭君】 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 私は反対討論をしたいと思います。

町長の決算概要を何度もお伺いしていますが、すらすらと予算額、繰越し、事業費総額、増額補正、最終予算、歳入決算額、歳出決算額と、金額を配列のごとく毎回職員が書いたものを朗読しているのにすぎないと私は思っています。私たち町民は、予算額がどのように使って、その結果がどうなったか。それがどういう結果を生んだかが知りたいのであって、町長が行ったことを町民に分かりやすく説明しないと、予算どおりに執行が済んだものとそうでないものが町民に全く分かりません。

他の行政では、今、コロナ、戦争、いろんな問題で食料品の値上げが騒いでる事態で、他の行政では補助金として去年と今年の額の3割を負担するというような行政もあります。町債の額になりますが、平成30年度は61億8,602万円でした。令和3年には56億5,584万2,512円であり、この3年間で約5億4,000万円ほどの町債が増えてます。そのことには一切触れませんが、決算額が黒字だ黒字だといって、町債に増えていることは、いかにしてもおかしいと思わざるを得ません。当然、その理由の説明があつてしかるべきではありませんか。これでは、一番大切なことが決算概要には必要

ないというものなんでしょうか。これで町長の資質が疑わざるを得ませんし、町のかじ取りができていないのかとあって、私は思われてなりません。なので、これをもって私の反対といたします。

○議長【高橋正昭君】 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、石崎幸寛君。

(8番 石崎幸寛君 登壇)

○8番【石崎幸寛君】 反対討論が出たおかげさまで、賛成討論ができるようになりました。このような場を与えてくださったことに感謝いたします。

さて、私は令和3年度決算の認定について、決算特別委員長報告のとおり、賛成の立場から討論を行います。

まず、財政指数から見ますと、財政力指数が1を切りましたが、これは新型コロナウイルス禍の影響を受けている状況では致し方ないと思います。1を切ったことで地方交付税の交付団体になり、地方交付税が5億2,300万円入り、臨時財政対策債も7億円ほど起債することができました。臨時財政対策債を借りるかどうかはいろいろ意見もあるところですが、一般財源として使える地方交付税の組替えとも言われる国の政策ですから、こういう社会情勢の中では、使える資金を確保するという観点からは正しい決断だったと思います。

一般会計の歳入は133億3,698万円で、前年度比23億694万円、14.7%の減。歳出は122億8,160万円、25億4,918万円、17.2%の減になりました。この歳入歳出の大幅な減は、令和2年度に1人10万円ずつの特別定額給付金が国庫支出金として入金し、総務費として出金したためで、歳入歳出が減ったというよりも、令和3年度は元に戻ったということであると理解します。不用額も出ましたが、コロナ禍の中では、計画を立てて予算化しても、直前で中止または延期せざるを得ない状態になった事業が出てきたということでしょう。これは仕方のないことで、状況に柔軟に対応したと捉えるべきです。

その結果、実質収支は9億7,405万円の黒字となり、次年度への繰越しになりました。職員の節約の意識が実ったと認識いたします。経常収支比率は前年度より10ポイント改善し、80%を切ることができました。実質公債費比率は前年度より0.7ポイント上昇し、5.9%になりましたが、健全な状態と言えます。町税に係る徴収率も0.6%上がり、97.2%となり、努力の跡が見られます。

特別会計ですが、国保においては、徴収率は少しは上がってきていますが、不納欠損処理者が100名と、とても少ない数ではありません。しかし、この人たちが真の生活困窮者であるなら、自立を促すという観点からすれば、致し方ないと思います。その他の介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計についても、委員長報告のとおり認定に同意いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長【高橋正昭君】 他に討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

初めに、議案第42号「令和3年度上三川町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起

立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第42号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第43号「令和3年度上三川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第43号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第44号「令和3年度上三川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第44号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第45号「令和3年度上三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第45号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第46号「令和3年度上三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立全員です。したがって、議案第46号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第47号「令和3年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決及び認定とするものです。委員長報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第47号は委員長報告のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

次に、議案第48号「令和3年度上三川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決及び認定とするものです。委員長報告のとおり可決及

び認定とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【高橋正昭君】 起立多数です。したがって、議案第48号は委員長報告のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 日程第3、「議員の派遣について」を議題といたします。

議員派遣につきましては、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、議員の派遣についてはお手元に配付しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 日程第4、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

ここで、町長より発言の申出がありますので許します。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 令和4年第4回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月1日から13日までの13日間にわたり開会され、この間、報告事項や人事案件、条例関係、補正予算、決算認定など20案件を上程いたしました。いずれの案件につきましても、終始、積極的なご審議をいただき、原案どおり可決・決定をいただき、ここに厚くお礼を申し上げます。可決をいただきました議案の執行に当たりましては、細心の注意を払ってまいり所存でございます。今後とも、議員の皆様におかれましては、なお一層の御指導と御鞭撻のほどをお願い申し上げ、議会閉会に当たりましての私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長【高橋正昭君】 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月1日から本日まで13日間にわたり開催され、議員各位には、提出されました多数の重要議案につきまして、終始、慎重かつ熱心に御審議いただき、また、議会運営にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、委員長報告をはじめ、各議員の意見につきまして十分検討を加えられ、行財政運営に反映されますよう希望し、挨拶いたします。

以上をもちまして、令和4年第4回上三川町議会定例会を閉会いたします。誠にお疲れさまでした。

午前10時44分 閉会